



第4号様式

流教総第300号
令和6年3月14日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部教育総務課	指摘	備品購入に際し、契約書類を作成すべきところ請書を徴取している事案があった。また、徴するべき見積書数が不足していた。流山市財務規則及び流山市契約事務取扱要領等に基づく適正な契約手続きが行われるよう、チェック体制の見直しを図られたい。	課内・係内ミーティングにおける適正な契約事務手続きの再確認に加え、契約チェック表に基づく担当者及び決裁者のダブルチェック体制を構築しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。